

厚生労働大臣が定める掲示事項等

厚生労働大臣の定める掲示事項

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

診療日及び診療時間

月～金 9：00～12：00 13：30～17：00
土 9：00～12：00 日祝休み

入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

当病院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

特定療養費について

当院では、通算の入院期間が180日を超えた場合、厚労大臣の定めにより、入院基本料の一部について、次のとおり実費徴収をしております。

- ・一日につき 2,244円（消費税込）

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

禁煙外来について

当院は、ニコチン依存症管理料の届出を行っており、禁煙の為の治療的サポートをする禁煙外来を行っています。病院内とその周辺は全面禁煙ですので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

ジェネリック医薬品の使用について

厚生労働省はジェネリック医薬品の使用を推奨しており、当院では積極的に使用する方針ですのでご理解をお願いします。

医療法人 神徳会 三田尻病 院長